

大熊町障害者活躍推進計画

機関名	大熊町
任命権者	大熊町長
計画期間	令和3年1月1日～令和7年12月31日(5年間)
大熊町における障害者雇用に関する課題	<p>大熊町においては、令和2年度障害者任免状況通報における実雇用率が法定雇用率を満たしていない状況であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>今後、障害者の積極的な採用を実施する必要があり、障害のある職員の活躍のために更なる体制整備や取組が必要である。</p>
目 標	
採用に関する目標	実雇用率を令和7年6月1日時点で法定雇用率以上とする。
定着に関する目標	なし
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 2. 組織内の人的サポート体制(障害者雇用推進者、人事担当者、支援担当者等)を整備するとともに、組織外の各関係機関(公共職業安定所等)と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有し、年に一度更新を行う。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ol style="list-style-type: none"> 1. 雇用する障害者の能力や希望も踏まえつつ、職務整理表や組織内アンケート等を活用し職務の選定及び創出について検討を行う。 2. 身体障害等により従来の業務遂行が困難になった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新規に採用した障害者については、定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 2. 時間単位の年次有給休暇や、病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。 3. 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	<p>国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>